に提出された反論及び反証はなかった。

1－12　暫定措置

(42)　不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、関税・外国為替等審議会への諮問[46]及び同審議会からの答申を経て、平成26年12月19日、暫定的な不当廉売関税を課すること[47]が閣議決定[48]され、同年12月25日から、税率を69.4%として、暫定的な不当廉売関税が課された。

(43)　同年12月24日、暫定的な不当廉売関税を課することについて、直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、官報で告示[49]した[50]。また、中国政府に対しても通知[51]した。

1－13　最終決定前の重要事実の開示

(44)　平成27年1月15日、最終決定の基礎となる重要事実（以下「重要事実」という。）を直接の利害関係人に対して書面により通知[52]した。重要事実に対する反論及び反証[53]についての提出期限は同年1月29日とし、同日までに提出された反論及び反証は閲覧に供し、提出された反論及び反証に対する反論及び反証についての期限を同年2月6日とした。また、中国政府に対しても重要事実を通知[54]した。

(45)　重要事実に対して、平成27年1月29日までに、【直接の利害関係人】1者から、重要事実に賛同する旨並びに平成26年12月4日に発表された仮の決定及び同年12月25日施行に係る暫定的な不当廉売関税について、日本国内の健全な市場競争維持の観点より全面的に支持する旨の意見が書面で提出され、秘密の情報を除き閲覧に供した。また、その他の直接の利害関係人及び中国政府からの反論及び反証はなかった。

1－14　調査期間の延長

(46)　平成27年2月12日、証拠等の更なる検討を行うために調査期間を4ヵ月延長することについて告示[55]し、当該期間を同年6月13日までとするとともに、直接の利害関係人に対して通知[56]した。また、中国政府に対しても通知した。

46　政令第20条
47　法第8条第9項
48　トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成26年政令第415号）
49　平成26年財務省告示第390号
50　政令第16条第1項
51　協定12.2
52　協定6.9、政令第15条
53　協定6.2、政令第10条第2項又は第10条の2第2項及び政令第12条の2第2項
54　協定6.9
55　平成27年財務省告示第57号
56　法第8条第6項ただし書及び政令第9条

2　不当廉売された貨物の輸入の事実に関する事項

2－1　不当廉売された貨物の輸入の事実

2－1－1　総論

2－1－1－1　調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2－1－1－1－1　調査対象貨物

(47)　調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出するために販売されたTDIであり、TDIとは、トルエンから製造される無色の液体である。また、調査対象貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第2929.10号（イソシアナート）に分類され、本邦の輸入統計品目番号は、2929.10-010（トルエンジイソシアナート）に該当する。

(48)　TDIは、通常の商取引上、2,4-TDI、2,6-TDIの2種類の異性体の混合比率によりTDI80/20、TDI100及びTDI65/35の3種類がある。

2－1－1－2　調査対象貨物と比較する同種の貨物

(49)　不当廉売された貨物の輸入の事実の有無を調査するため、調査対象貨物と比較する同種の貨物の範囲は、調査対象貨物の生産国で生産された貨物であって同一の品種のTDIとした。

2－1－1－2　不当廉売差額の基本的考え方

(50)　不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とすることとした[57]。

(51)　不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした[58]。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実に基づいて[59]、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定[60]することとした。

(52)　輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、輸出価格及び正常価格は、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるよう必要な調整を行っ

57　協定第2条、法第8条第1項及び政令第2条
58　協定2.2.1.1及び6.10
59　協定6.8及びガイドライン10.
60　協定9.2